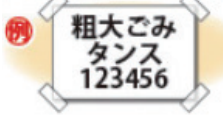


粗大ごみの出し方

☆粗大ごみ：一般家庭（事業所からのものを除く）から排出される大型ごみ
 △可燃性のもので目安として1辺の長さがおおむね50cm以上▽不燃性のもので30cm以上▽処理手数料がかかります。

※電話番号を間違えないようにご注意ください。
 ※収集まで6日程度お待ちいただきますので、早めにご連絡ください。
 ※祝日、年末年始を除く
 ※月曜日や連休明けの申し込みは混み合います。
 △品名・大きさ（寸法）・数量を伺います。
 △処理手数料は、収集時にポストへ投函する納付書でお支払いください。収集時に現金で支払うことはできません。

青梅市リサイクルセンター（新町6-9-1）へ持ち込みできます。
 持ち込みできる日時 月、金曜日、日曜日 午前9時～午後4時
 ※祝日、年末年始を除く
 ※搬入状況によりお待ちいただく場合があります（特に月、金曜日の午前11時30分～午後1時30分、日曜日は混雑します）
 △市内の住所が確認できるものをお持ちください。
 △処理手数料は、その場でお支払いください。
粗大ごみ自宅回収（予約制）
 粗大ごみ専用受付電話 ☎ 23・5805へお申し込みください。



積めるように道路際まで品物を出してください。収集時の立ち会いは不要です。
 △せん定枝は太さ10cm以下、長さ1m以下で、必ず束ねてください。枯れたもの、草、落ち葉、つるは収集できません。
 △65歳以上の方のみ・障害者のみ等で居住し、身近に手伝う親族等がない世帯で、自分で粗大ごみを屋外へ運び出すことが困難な場合は、屋内から運び出して収集する制度がありますので、申し込み時にご相談ください。

▽品物には、粗大ごみ・品名・受付番号（予約）時にお伝え（します）を書いた紙を貼ってください。（図参照）
 △収集当日は、収集車面に問い合わせ 清掃リサイクル課収集指導係

障害者施設等作品展示会の出展希望施設、団体を募集します

12月3日（金）～9日（木）の障害者週間に市役所1階ロビーで「障害者施設等作品展示会」を開催します。
 出展を希望する施設、団体を募集しますので、ぜひご応募ください。

応募できる団体 市内の障害者施設、障害者団体
 内容 応募した施設や団体に所属する障害者の作品の展示会

その他 応募した施設や団体から実行委員会を立ち上げ、展示会の内容、運営等について協議します。
 申し込み・問い合わせ 8月31日までに電話または直接障がい者福祉課相談支援係（市役所1階）へ

粗大ごみ等の不法投棄への自衛策にご協力を

不法投棄は、犯罪であり、法律によって処罰されます。
 市では、不法投棄への対策として、環境美化委員や青梅警察署の協力に

処分は、土地所有者へお願いしています。土地所有者の皆さんは、捨てられないよう自衛策にご協力ください。
 問い合わせ 清掃リサイクル課収集指導係



家電4品目の収集は販売店等へ

テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目は、家電リサイクル法対象製品のため、収集運搬料がかかります。

それ以外の場合は、市内では、青梅新興（株）74・4281が窓口となり、有料で引き取りを行っています。
 問い合わせ 清掃リサイクル課収集指導係

国民年金保険料の口座振替等の下期前納手続きは8月末まで

令和3年度の国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の1か月当たりの保険料は16,610円ですが、まとめて前納すると、割引が適用され、お得です。

例えば、10月分～令和4年3月分の6か月分を毎月納付する場合、合計額が「99,660円」となりますが、現金やクレジットカード等でまとめて前納すると「98,850円」となり「810円」の割引になります。

また、口座振替でまとめて前納する場合は「98,530円」となり「1,130円」の割引になります。

申し込み期限は、下表のとおりです。

手続き場所 口座振替…金融機関または青梅年金事務所▷クレジットカード…青梅年金事務所

※手続きには納付書、預金通帳、預金通帳届出印等が必要になりますので、金融機関、青梅年金事務所にご確認ください。

問い合わせ 青梅年金事務所 ☎30-3410	前納の種類		申し込み期限
	6か月	10月～令和4年3月	
	下期	10月～令和4年3月	4年2月末
	上期	4年4月～9月	
	1年	4年4月～5年3月	4年2月末
	2年	4年4月～6年3月	

介護保険料 8月以降の特別徴収額が変更になる場合があります

65歳以上の方の介護保険料は、その多くが特別徴収（年金天引き）となり、原則として年6回の年金支給月に納めていたのですが、8月の徴収額が他の月に比べて大きく増額または減額している場合があります。

調整の結果、10月以降の年金天引き額が8月に比べて増減している場合があります。
 詳しくは、7月に送付した「介護保険料納入通知書」または市ホームページ（記事ID：1250）をご覧ください。
 問い合わせ 介護保険課 介護保険管理係

後期高齢者医療保険料 8月以降の特別徴収額が変更になる場合があります

後期高齢者医療保険料の特別徴収（年金天引き）は、仮徴収（4・6・8月）と本徴収（10・12・翌年2月）として納めていたのですが、収入の変動などにより仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じる場合があります。

そのため、翌年度以降の特別徴収額が年間を通してできるだけ均等になるように、8月の徴収額を調整することがあります。

※毎年の保険料額に大きな変動がない場合に限りません。
 ※保険料の年額に変更はありません。
 ※すべての方が対象となるわけではありません。



お問い合わせ 保険年金課 後期高齢者医療係

☆仮徴収と本徴収

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
前年の所得が確定していないため、原則として前年度2月の徴収額と同額を納付			確定した年間保険料額から、仮徴収額を差し引いた残額を3回に分けて納付		

☆徴収額の調整の参考例（年間保険料58,800円の場合）

	仮徴収			本徴収			年間保険料
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月	
変更前	12,100	12,100	12,100	7,500	7,500	7,500	58,800
変更後	12,100	12,100	5,200	9,800	9,800	9,800	58,800

8月の徴収額が増額になる方

	仮徴収			本徴収			年間保険料
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月	
変更前	7,900	7,900	7,900	11,700	11,700	11,700	58,800
変更後	7,900	7,900	13,600	9,800	9,800	9,800	58,800